

庁議付議事案書

開催・令和8年3月19日

所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	志村 明子		
件名	東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市児童育成手当条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）にて、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部改正が行われたことから、東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 内容</p> <p>所得の額の計算方法に関する規定（第5条）の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ※「第10号の2」を「第10号の2又は第12号」に改正 ※「配偶者特別控除額」を「配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改正 <p>(2) 施行日</p> <p>令和8年4月1日から施行し、令和8年6月分以降の手当から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都の規則に則った、適正な制度運営を図ることができる。 					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>総務課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>					